

令和3年度兵庫県子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース〈利用者支援事業・基本型〉）
「地域資源の見学」実施要領

1 目的

兵庫県子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース〈利用者支援事業・基本型〉）の受講者（以下「研修受講者」という）が、地域の保育施設等の地域資源を実際に体験するとともに、担当者とのつながりを構築する。

2 内容

研修受講者が、従事する市町内の子育てに関する地域資源を合計8時間以上見学する。

3 実施期間

令和3年10月19日（火）～令和3年12月27日（月）

4 見学対象

- (1) 事前課題の「地域資源把握シート」記載の施設・事業
- (2) 市町社協の子育てに関係する施設・事業
- (3) 地域の当事者活動グループ（子育てサークルなど）
- (4) (1)～(3)以外で見学するのに適切な施設や事業

5 見学時の留意点

- (1) 見学先の施設や事業を見学し、その実際について把握する。
- (2) 各施設や事業の利用者の特性、他の施設や事業との連携状況等をヒアリングし、今後の業務の参考とする。
- (3) 施設の立地状況やアクセス、サービスの利用方法等について、利用者の視点で確認する。
- (4) 利用者にサービスや施設を紹介する際の窓口担当者と対面し関係性を築いておく。

6 見学施設の選定方法

- (1) 研修受講者が見学先候補を選定する。
※見学については、他の研修受講者と共同で見学してもよい。
- (2) 研修受講者が作成した見学先案について、市町担当課と相談し、見学先を決める。見学先に対しては子育て支援員専門研修（利用者支援事業）のカリキュラムの一環としての実習であることを、市町担当課から連絡する。
※施設によっては、受講者がまとまったほうが良い施設、あるいは少数が良い施設があるので、市町担当課と十分相談すること。
- (3) 市町担当課からの連絡後、受講者が見学先施設等と連絡を取り、見学実習の依頼（見学日時の調整及びヒアリング項目の事前連絡）を行う。

7 結果報告

各受講者は、令和4年1月17日（月）《必着》までに、別紙「地域資源の見学実施結果報告書」を福祉人材研修センターへ提出すること。やむを得ず遅れる場合は必ず期日前に福祉人材研修センターに連絡すること。